

新・呼吸

2010.3

新しい風、兵庫から

ディーゼル自動車等運行規制に伴う検査結果等について

兵庫県では、平成16年10月から阪神東南部地域においてディーゼル自動車運行規制を実施しています。この運行規制に伴う各種検査結果は次の通りです。

(1) カメラ検査

カメラ検査は、規制対象地域内の道路で、走行車両のナンバープレートを撮影し違反車両であるかを確認しています。

年・月	撮影車両	規制対象車両 (違反車両)	県内規制対象車両 (違反車両)	県外規制対象車両 (違反車両)
H16.10～ H21.3	2,330,061	319,863(5,488)	104,794(1,152)	215,069(4,336)
H21.4	42,508	5,513(54)	1,941(15)	3,572(39)
H21.5	37,672	5,961(59)	2,241(7)	3,720(52)
H21.6	41,579	6,140(53)	2,149(15)	3,991(38)
H21.7	39,626	6,882(56)	2,542(13)	4,340(43)
H21.8	40,170	7,568(49)	1,939(9)	5,629(40)
H21.9	39,268	6,060(58)	2,051(10)	4,009(48)
H21.10	20,082	2,859(19)	911(3)	1,948(16)
H21.11	32,851	4,544(29)	1,509(9)	3,035(20)
H21.12	29,883	4,704(31)	1,389(9)	3,315(22)
H22.1	29,137	4,443(21)	1,474(5)	2,969(16)
計	2,682,837	374,537(5,916)	122,940(1,246)	251,597(4,670)
		100%(1.58%)	32.8%(0.33%)	67.2%(1.25%)

平成22年1月までのカメラ検査で撮影した規制対象車両は374,537台(県内122,940台、県外251,597台)で、うち違反車両は5,916台(県内1,246台、県外4,670台)となっています。違反車両台数の都道府県別内訳は別表のとおりで、兵庫県、岡山県、京都府、奈良県が多く、4府県で全体の約44%を占めています。また、種別では事業用が85%、自家用が15%となっています。

カメラ検査(平成22年1月まで)において運行規制違反を確認した都道府県別台数

別表

府県名	事業用	自家用	計	備考			
				支局名	事業用	自家用	うちバス
兵庫県	920	326	1246	神戸	551	248	16
				姫路	369	78	3
岡山県	455	42	497	岡山	445	41	7
				倉敷	10	1	
京都府	376	95	471	京都	376	95	11
奈良県	285	126	411	奈良	285	126	10
大阪府	247	57	304	和泉	193	26	4
				大阪	54	31	1
広島県	288	12	300	福山	167	7	3
				広島	121	5	3
滋賀県	206	46	252	滋賀	206	46	3
和歌山県	204	29	233	和歌山	204	29	12
香川県	194	13	207	香川	194	13	5
愛媛県	171	6	177	愛媛	171	6	2
三重県	156	17	173	三重	150	17	6
				鈴鹿	6	0	
福岡県	144	13	157	北九州	62	7	
				久留米	35	3	2
				福岡	33	1	1
				筑豊	14	2	
福井県	138	4	142	福井	138	4	5
岐阜県	120	23	143	岐阜	118	23	2
				飛騨	2	0	1
徳島県	104	8	112	徳島	104	8	6
静岡県	95	13	108	静岡	40	5	
				浜松	30	5	1
				沼津	25	3	5
鳥取県	68	7	75	鳥取	68	7	1
山口県	63	3	66	山口	61	3	2
				下関	2	0	
石川県	67	3	70	石川	61	3	3
				金沢	6	0	
高知県	57	2	59	高知	57	2	3
鹿児島県	52	2	54	鹿児島	52	2	3
宮崎県	48	5	53	宮崎	48	5	1
富山県	41	8	48	富山	41	8	1
				名古屋	18	0	2
				三河	15	1	4
				豊橋	7	1	1
				尾張小牧	3	0	
				豊田	1	0	1
千葉県	41	2	43	千葉	17	0	8
				袖ヶ浦	16	1	15
				成田	8	1	8
茨城県	40	1	41	土浦	23	1	3
				水戸	15	0	1
				つくば	2	0	2
長崎県	39	2	41	長崎	25	1	1
				佐世保	14	1	
熊本県	39	5	44	熊本	39	5	2
島根県	32	3	35	島根	32	3	2
長野県	36	5	41	松本	23	2	1
				長野	13	3	5
佐賀県	31	2	33	佐賀	31	2	1
新潟県	29	3	32	新潟	21	3	2
				長岡	8	0	
北海道	28	3	31	札幌	18	2	2
				旭川	5	1	1
				釧路	3	0	
				函館	2	0	
大分県	30	1	31	大分	30	1	4
栃木県	26	1	27	宇都宮	17	1	4
				栃木	7	0	1
				とちぎ	2	0	1
群馬県	21	2	23	群馬	21	2	2
青森県	14	2	16	青森	8	1	
				八戸	6	1	2
宮城県	10	5	4	宮城	9	5	3
				仙台	1		1
岩手県	9	3	12	岩手	9	3	2
				福島	9	0	8
福島県	9	1	10	いわき	0	1	
山梨県	9	1	10	山梨	9	1	4
秋田県	8	0	8	秋田	8	0	3
山形県	8	0	8	山形	6	0	1
				庄内	2	0	
				熊谷	5	0	1
埼玉県	7	0	7	所沢	1	0	1
				川越	1	0	1
沖縄県	0	2	2	沖縄	0	2	2
神奈川県	0	1	1	湘南	0	1	
計	5,009	907	5,916	-	-	-	226

(2)街頭検査

国道43号線等主要幹線道路において、兵庫国道事務所等と合同で検査を実施し、運行車両の車検証の提示を求め運行規制違反の有無を確認しています。

検査期間：平成16年10月～平成22年2月

検査回数：250回

	検査車両	うち違反車両
県内車両	434 (22.6%)	18 (1%)
県外車両	1,485 (77.4%)	76 (4%)
計	1,919 (100%)	94 (5%)

平成22年2月までの街頭検査で確認した車両は1,919台(県内434台、県外1,485台)で、うち違反車両は94台(県内18台、県外76台)となっています。

違反車両台数の府県別内訳は別表のとおりです。また、種別では事業用が85%、自家用が15%となっています。

街頭検査(平成22年2月まで)において運行規制違反を確認した都道府県別台数

府県名	事業用	自家用	計	備考		
				支局名	事業用	自家用
兵庫県	12	6	18	神戸	8	3
				姫路	4	3
広島県	7	1	8	福山	5	1
				広島	2	0
愛媛県	6	0	6	愛媛	6	0
大阪府	5	2	7	和泉	3	1
				大阪	2	1
京都府	4	2	6	京都	4	2
岐阜県	4	2	6	岐阜	4	2
岡山県	5	0	5	岡山	5	0
和歌山県	5	0	5	和歌山	5	0
滋賀県	4	0	4	滋賀	4	0
徳島県	4	0	4	徳島	4	0
群馬県	3	0	3	群馬	3	0
香川県	3	0	3	香川	3	0
鳥取県	2	0	2	鳥取	2	0
山口県	2	0	2	山口	2	0
石川県	2	0	2	石川	2	0
島根県	2	0	2	島根	2	0
奈良県	1	1	2	奈良	1	1
三重県	1	0	1	三重	1	0
福岡県	1	0	1	福岡	1	0
佐賀県	1	0	1	佐賀	1	0
茨城県	1	0	1	土浦	1	0
大分県	1	0	1	大分	1	0
福島県	1	0	1	いわき	1	0
北海道	1	0	1	札幌	1	0
栃木県	1	0	1	栃木	1	0
熊本県	1	0	1	熊本	1	0
計	80(85%)	14(15%)	94(100%)	-		

(3) 立入検査

運送事業者及び荷主等の立入検査を行い、車検証の確認や委託運送事業者への運行規制の遵守に係る措置状況について確認を行っています。

検査期間:平成16年10月～平成22年2月

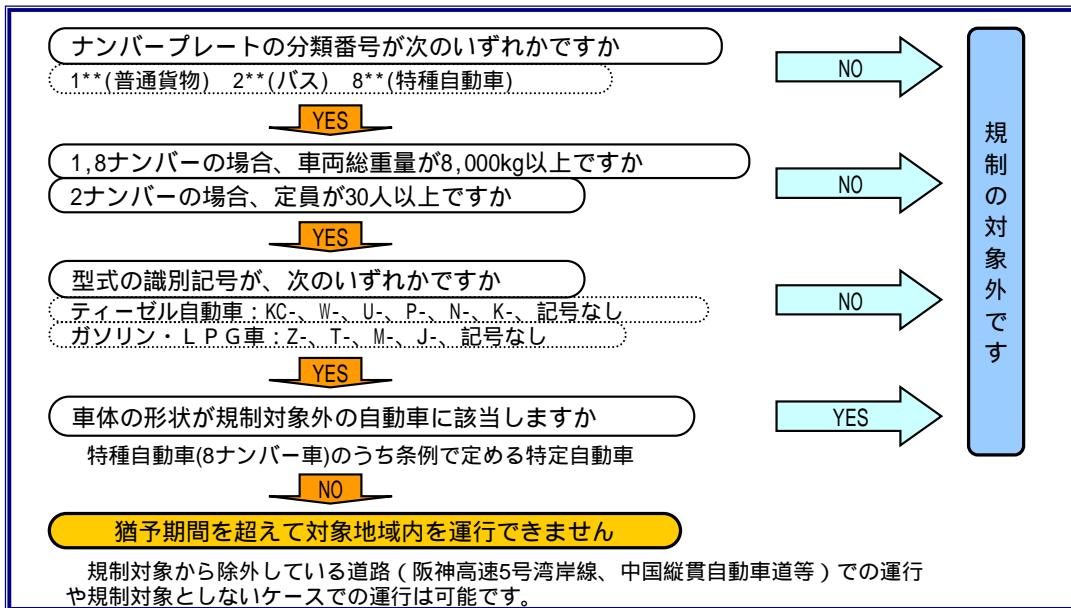
運送事業者	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
	1,145	8,527 (100%)	1072 (12.6%)	0 (0.0%)

荷主等	事業所数	検査車両	猶予期間切れ車両	違反車両
	857	202 (100%)	25 (12.4%)	0 (0.0%)

猶予期間切れ車両とは、阪神東南部地域を走行すれば違反となる車両

(4) 規制対象車チェック表

下記チェック表により、お持ちのお車が規制の対象となるかチェックしてください。



規制対象地域、規制対象としないケースの詳細はHP等でご確認下さい。

猶予期間について

普通貨物自動車	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の車検証の有効期間満了日
大型バス	初度登録日から起算して13年間の末日に当たる日以降の車検証の有効期間満了日
特殊自動車	初度登録日から起算して11年間の末日に当たる日以降の車検証の有効期間満了日

(5) 規制対象外の自動車の種類

特殊自動車(8ナンバー車)のうち次の車体の形状の自動車は、規制の対象外となります。

1 医療防疫車	9 消毒車	17 くい打ち車	25 クレーン用台車	33 加工車
2 採血車	10 寝具乾燥車	18 コンクリート作業車	26 空港作業車	34 食堂車
3 軌道兼用車	11 入浴車	19 コンベア車	27 構内作業車	35 清掃車
4 図書館車	12 ボイラー車	20 道路作業車	28 工作車	36 電気作業車
5 郵便車	13 検査測定車	21 はしご車	29 工業作業車	37 電源車
6 移動電話車	14 穴掘建柱車	22 ポンプ車	30 レッカー車	38 照明車
7 放送中継車	15 ウインチ車	23 コンプレッサー車	31 写真撮影車	39 架線修理車
8 理容・美容車	16 クレーン車	24 農業作業車	32 事務室車	40 高所作業車

発行 / 兵庫県農政環境部環境管理局大気課 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL:078(362)3287 FAX:078(362)3966
H.P:<http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>
E-mail:taikika@pref.hyogo.lg.jp

発行日 / 平成22年3月23日